

# 学協会法人化の今後の展望

公開シンポジウム

—学協会の新公益法人法への対応の現状と展望—

日本学術会議科学者委員会 学協会の機能強化方策検討等分科会

平成25年10月22日(火)

内閣府公益認定等委員会委員

恵 小百合(めぐみ さゆり)

# 1・公益法人の「公益性」の判断

## 民法：社団法人・財団法人

- 結果として特定行政庁にとっての利益判断になっていたケースが散見された。
- ⇒旧主務官庁が許認可
- ⇒公的資金流入、天下り先
- ⇒税制優遇を受けて資金調達をしても国民の公益の発揮につながらない例、違法状態など不祥事が発生した。



公益法人改革3法成立



## 新公益法人3法：公益法人等

- 公益性：「不特定多数の利益」の判断
- ⇒民間人が行う
- ⇒合議制機関：民間人委員構成
- ⇒内閣府公益認定委員会  
：常勤委員(3)＋非常勤委員(4)  
Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ期(3年任期)
- ⇒都道府県公益認定等審議会  
：非常勤委員(5～7)
- ⇒各行政庁は事務局機能

## 2・学協会の公益性

- 公益：不特定多数の利益
- 共益：特定メンバーの利益
- 私益：特定個人の利益

⇒学協会：特定の専門領域の利益⇒成果  
成果の公開⇒公益の発揮！

∴税制優遇⇒



# JACK ANDRACA

ジャック・アンドレイカ

## A promising test for pancreatic cancer ... from a teenager

「将来性のあるすい臓がん検査方法をティーンが開発」

※この回のみ、日曜深夜の再放送時間が1:00

TED  
Super Presentation

PICK UP

Through the Internet, anything is possible. Theories can be shared, and you don't have to be a professor with multiple degrees to have your ideas valued. It's a neutral space where what you look like, age or gender, it doesn't matter. It's just your ideas that count.

ネットがすべて可能にします。仮説を共有でき、複数の学位を持った教授でなくても意見を出せます。あなたの外見や年齢、性別は関係のない世界です。とにかく、アイデアだけが物を言うのです。

SPEAKER

ジャック・アンドレイカ

1997年、米メリーランド州生まれ。父は土木技師、母は麻酔科医。幼い頃から科学に興味を持ち、小学生の頃からサイエンス・フェアに参加。2012年、インテル国際科



[http://www.ted.com/talks/lang/ja/jack\\_andraka\\_a\\_promising\\_test\\_for\\_pancreatic\\_cancer\\_from\\_a\\_teenager.html](http://www.ted.com/talks/lang/ja/jack_andraka_a_promising_test_for_pancreatic_cancer_from_a_teenager.html)

SCRIPT

### Jack Andraka: A promising test for pancreatic cancer ... from a teenager

Have you ever experienced a moment in your life that was so painful and confusing that all you wanted to do was learn as much as you could to make sense of it all? When I was 13, a close family friend who was like an uncle to me passed away from pancreatic cancer. When the disease hit so close to home, I knew I needed to learn more, so I went online to find answers.

Using the Internet, I found a variety of statistics on pancreatic cancer, and what I had found shocked me. Over 85 percent of all pancreatic cancers are diagnosed late, when someone has less than a two percent chance of survival. Why are we so bad at detecting pancreatic cancer? The reason? Today's current modern medicine is a 60-year-old technique. That's older than my dad. But also, it's

# 研究成果の活用機会拡大へ



## 15歳の発明

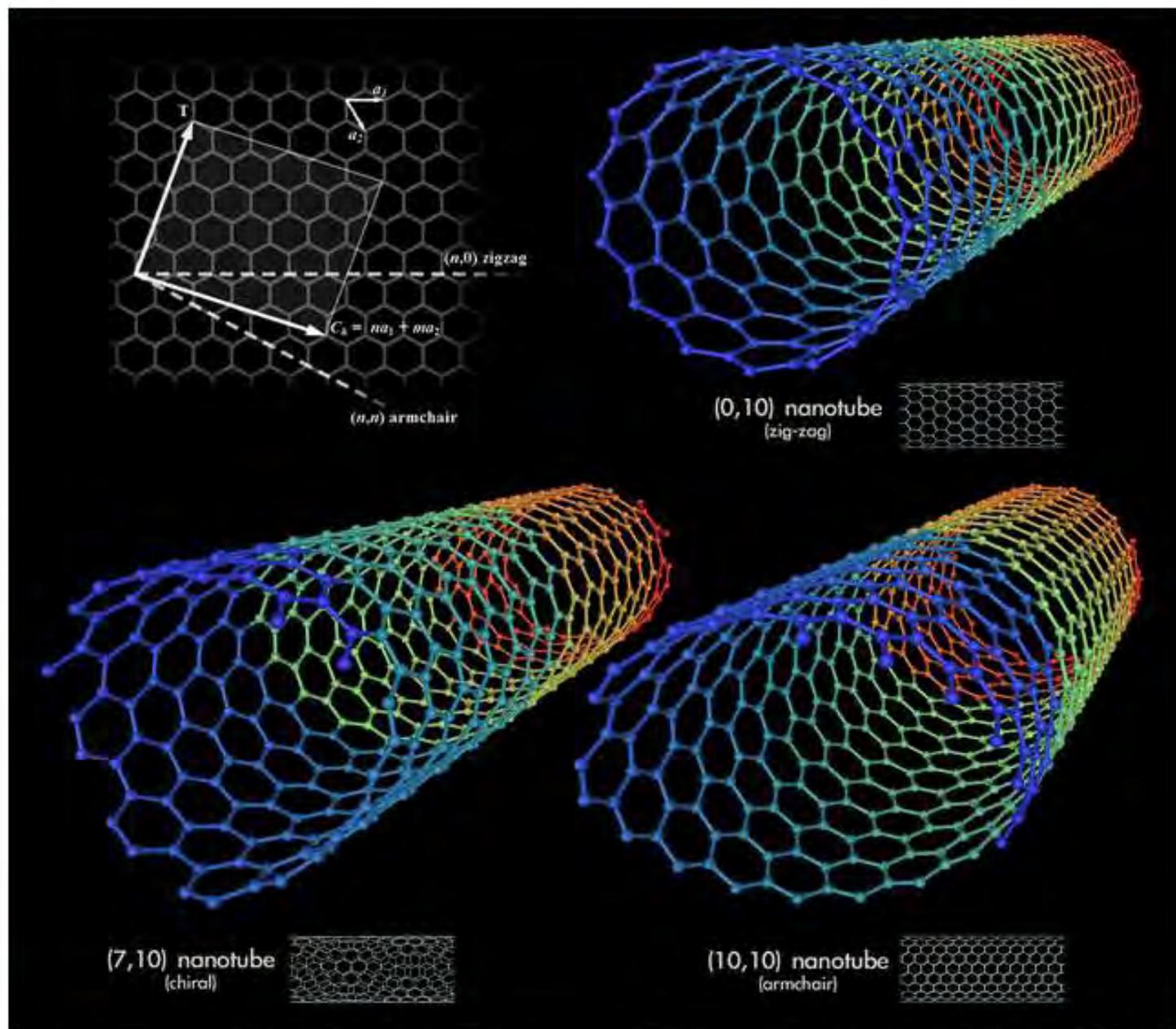
Speedy  
Cancer Detector



Open Access

PLOS 公共科学図書館  
OA論文検索で膵臓がん  
90%の精度、低コスト検  
査方法を開発！

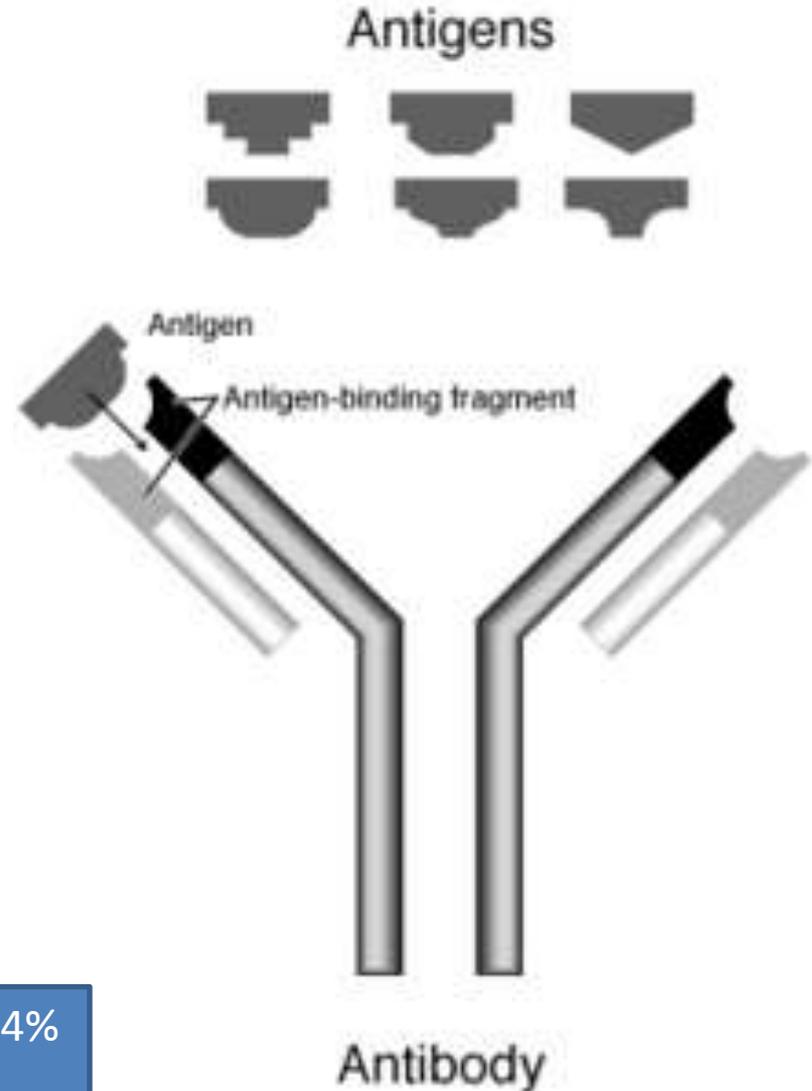
- 米メリーランド州出身の15歳高校生ジャック・アンドラカくんが、90%の精度ですい臓がんを検知できる尿と血液検査を開発した。従来の検査方法より、感度は100倍以上高く、検査コストは28倍も低くなる画期的な大発明だ。
- ジャックくんは、世界中の高校生が日頃の研究成果を競うインテル国際科学技術フェアで最優秀賞に輝き、約600万円(75000ドル)の賞金を手にした。
- 米国癌学会によると、すい臓がんの生存率は極めて低く、すい臓がん患者の94%は、診断の5年以内に死亡し、74%が1年以内に死亡している。がん治療の鍵である早期発見に向けて、ジャックくんの大発明に早くも期待が集まっている。
- インテル国際科学技術フェアには、世界70カ国以上から1500人以上の高校生が参加し、広島県立広島国泰寺高2年生の上田和茂くん、土井ひらくくん、志賀浩一くんが「水面下からの水噴流による水流に関する研究」で佳作に入選した。



カーボンナノ  
チューブ

# 抗体

- 免疫グロブリン(抗体)。色の薄い部分が軽鎖、先端の黒い部分が可変部。適合する抗原が可変部に特異的に結合する。
- 抗体(こうたい、英: antibody)とは、リンパ球のうちB細胞の産生する糖タンパク分子で、特定のタンパク質などの分子(抗原)を認識して結合



# メソテリン

- メソテリン
- 【仮名】[めそてりん](#)
- 【原文】[mesothelin](#)

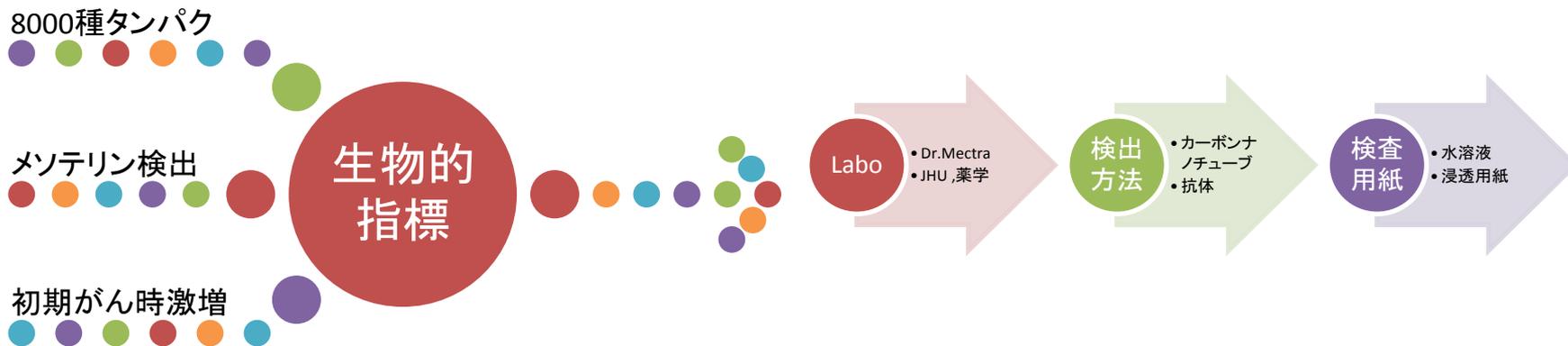
ある種の正常細胞とがん細胞の表面上に存在する蛋白。メソテリンは、これらの細胞間での接着と信号伝達に関与している可能性がある。中皮腫、膵がん、卵巣がんなどの一部のがん細胞上では、正常よりも多くのメソテリンが認められる。

- <http://www.weblio.jp/content/%E3%83%A1%E3%82%BD%E3%83%86%E3%83%AA%E3%83%B3>

# 初期の膵臓がん・卵巣がん・肺がん バイオマーカーの発見と検査法開発

Google, Wikipedia,  
PLOS: Public Library of Sciences...⇒

検査法の研究実証: 7カ月間



# 社会への貢献⇒公益性の発現

## Open Access情報取得容易性

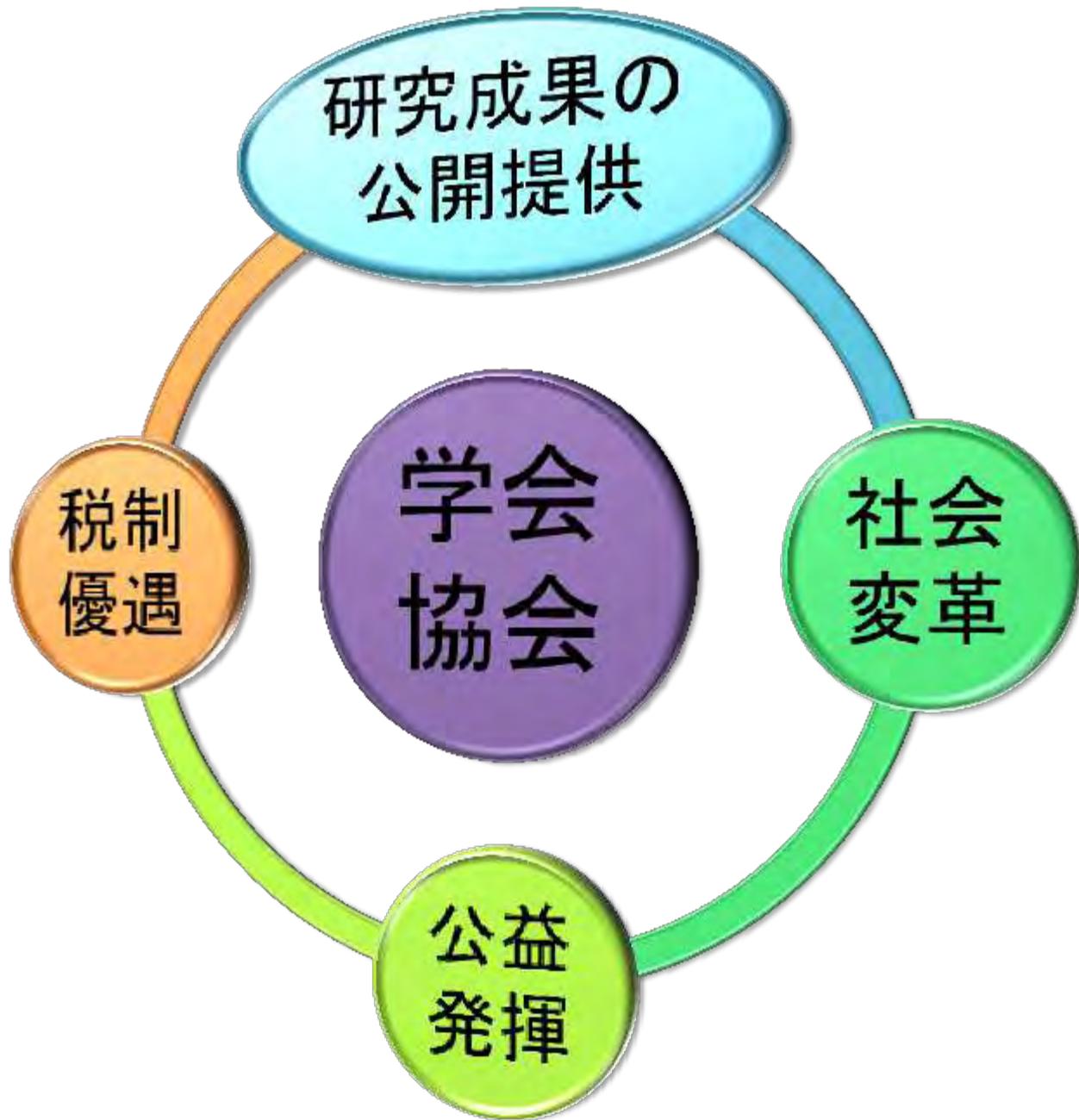
- Google&Wikipedia公開情報  
初期膵臓がん発見方法検索
- Public Library of Science
- 研究論文検索・購読無料
- 誰でも自由に肩書資格も不要
- ⇒初期がん時タンパク質が増加する
- ⇒8000種の中から膵臓がんの初期患者は4000種のうちメソテリンなどが特に増加することを突き止める。

## 研究開発資源の提供支援

- E-mailで1/200人研究者が研究室使用許可！
- Dr.Mektra/JHU,Maryland
- ⇒Super Presentation
- ⇒7ヵ月間実験資機材
- ⇒検査用紙開発：  
carbonanotubeに抗体を組み込むと電気的特性から、メソテリンを補足！
- 紙浸透：血液、尿検査可能

# 初期膵臓がん検査用紙の開発

- 15歳高校生7ヵ月JHU実験室研究で世界を変えた
  - ① carbonanotube(弱い/不安定)に抗体組込む
  - ② 水溶液に安定させ紙に浸透
  - ③ メトリンの補足検証
  - ④ 膵臓がん、卵巣がん、肺がんの初期発見も！
- 1枚3セント(1/26000)、検査結果5分(1/168)、膵臓がん発見確率100%、初期発見による早期治療で2~5年後生存率100%(5.5%)



# Open Access : 論文・成果公開

- オープンアクセスに関する JST の方針
- 平成 25 年 4 月
- 独立行政法人科学技術振興機構
- 
- 公的資金による研究成果のオープンアクセス化は、デジタル化とインターネットによる情報流通
- 基盤の普及により世界的な流れとなっており、第4期科学技術基本計画においても推進すべきと
- されている。オープンアクセス化は、公的助成を受けた研究の支援と成果の透明性を把握するととも
- に、研究成果を広く国民に発信・流通させ、研究者と国民との科学技術コミュニケーションを推進し、
- 新たなイノベーションの創造に貢献するために不可欠である。
- このような状況を踏まえ JST は、日本の科学技術情報流通の中核機関として、また、科学技術イ
- ノベーション創出のための公的研究費資金配分機関として、JST の研究費で推進される研究課題
- において得られた学術論文等の研究成果について、オープンアクセス化を推進する。推進にあつて
- は、世界の科学技術情報流通の最新の状況と、国内外の研究資金配分機関による取り組み
- を参考にし、独立行政法人日本学術振興会や国立情報学研究所等国内の関連機関と連携をとり
- つつ、協調的に進める。
- JST が進める具体的なオープンアクセス化は、国の施策として進められている機関リポジトリを基
- 盤として活用し、研究者が発表したジャーナルの許諾を得たうえで機関リポジトリ上での「一定の期
- 間」内の公開を推奨する旨、公募要領などに明記し推進することとする※。また、研究者がオー
- ブンアクセスを前提とした出版物に論文を発表することにより対応することも可能とする。JST の進める
- オープンアクセス化は、研究者の発表の自由を尊重しつつも、機関リポジトリ制度を活用しながら、
- JST の研究資金による研究成果たる論文等が、全体としてできるだけ速やかに無料でインターネット
- 上でアクセス可能となることを目的とする。
- オープンアクセス化に際しては、関係する機関と連携をとりつつ、JST は次のような策を実施す
- る。
- ・研究者の発表するジャーナルからの許諾や研究者が行う機関リポジトリへの提出作業の軽減な
- ど、機関リポジトリ利用による研究者負担が軽減されるための方策を講じる。
- ・オープンアクセス化には学術情報の標準化が重要であり、ジャパンリンクセンター等を活用した
- 我が国の学術情報に対する国際識別子 (DOI) 付与についても並行して推進する。
- ・各所属機関のリポジトリを利用することを基本とするが、リポジトリを有しないなどの機関には JST
- が運営するリポジトリ等の準備を検討する。
- ・JST が運営する J-STAGE がオープンアクセス機能を有することから、オープンアクセス誌の誘導
- も可能である。
- 
- ※「一定の期間」とは、1年以内程度を目途とし、また、公開する文書の内容は、著者最終原稿等と
- する。
- 
- 
- 以上

# 3・日本学術会議登録協力学協会 1943団体 法人化状況

表1 申請先別移行済み法人数

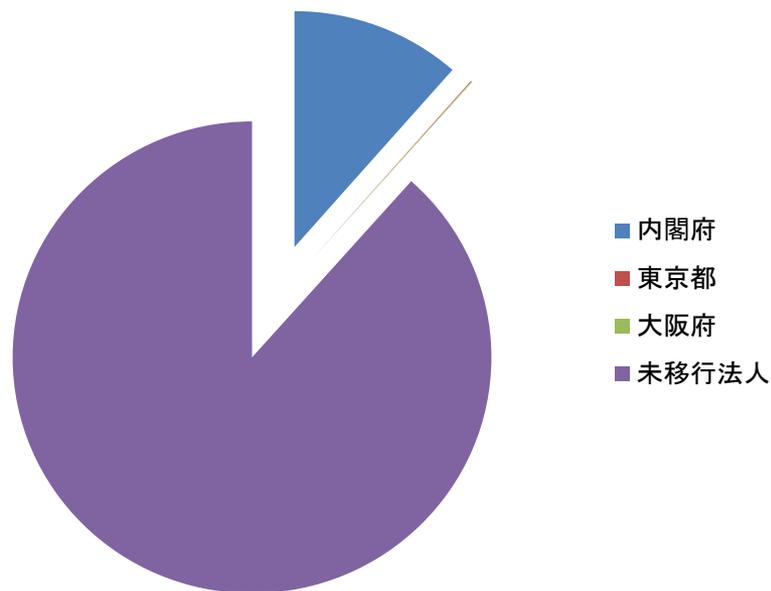
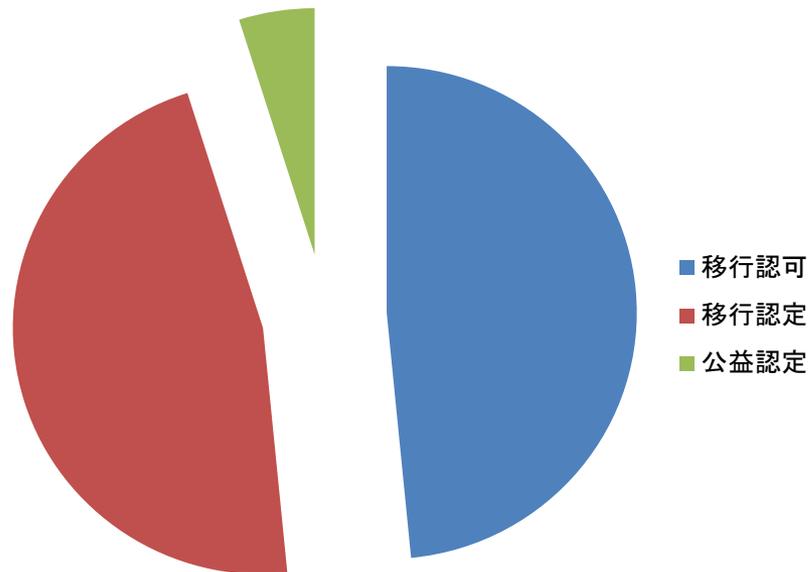


表2 移行認可/認定・公益認定  
別申請書類提出法人数



# 4・法人移行後・法人化について

- 「移行後の法人の業務運営と監督について」
- 「公益法人の各機関の役割と責任」内閣府  
<https://www.koeki-info.go.jp/公益法人information>」

1. 移行後の法人の情報公開による信頼性の確保
2. 法人の組織運営における経済的基盤・技術的基礎の確保
3. ガバナンス、法人運営の適正化と安定化による信用の確立
4. 自律による自立

# 移行後の法人の業務運営と 監督について



内閣府

# 目次

## 【公益法人編】

1. 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要	..... 3
2. 公益法人に対する監督の基本的考え方	..... 4
3. 公益法人に対する立入検査の考え方	..... 5
4. 公益法人の業務運営における留意事項	..... 6
①公益目的事業等の実施状況（変更認定・変更届出が必要な場合等）	
②法人の財務状況（認定基準への適合性等）	
③法人のガバナンス（法人の機関運営等）	
④法人の情報開示（法定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出）	
5. 公益認定の取消しについて	.....10
①認定取消しになる場合	
②認定取消しの効果	
(参考)公益認定法の罰則規定	.....12

## 【一般法人編】

6. 一般法人に移行した法人の業務運営と監督の概要	.....13
7. 一般法人に移行した法人に対する監督の制度・考え方（公益法人との主な違い）	.....14
8. 一般法人に移行した法人に関する留意事項（変更認可・変更届出、公益目的支出計画実施報告書等の作成）	.....15
(参考)整備法の罰則規定	.....16

## 【参考資料】

.....17

# 1. 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要

法人による情報開示と自己規律

行政庁による監督

## 公益法人

社員総会(社団)・評議員会(財団)

↓ 理事・監事等の選任 ↓

理事会

監事

↓ 選定 ↓  
代表理事

会計監査人

(大規模法人は必置)

### 書類の作成・備置き

財産目録、役員名簿、役員報酬支給基準、定款、社員名簿(社団)、事業計画書、事業報告、計算書類(貸借対照表・損益計算書)等

↓ 公益目的事業の実施 ↓

↑ 財産目録等  
閲覧請求 ↑

国民

行政庁

(内閣総理大臣・都道府県知事)

↓ 諮問 ↑ 答申・勧告

公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関

立入検査・報告徴収  
(事業の適正な運営を確保するため必要な限度で実施)

勧告・命令  
(認定取消事由に該当する相当な疑いがある場合)

認定取消し  
(認定基準不適合、欠格事由該当、命令違反等の場合)

事業計画書・事業報告等(定期提出書類)の提出  
(毎年度)

↑ 財産目録等  
閲覧請求 ↑

↓ 処分の公表・公示 ↓

## 2. 公益法人に対する監督の基本的考え方

### <公益法人に関する法令の規定>

【旧制度】主務官庁に広範な裁量



【新制度】各種の要件・基準等を明確に規定

- ◆ **公益認定法** (認定基準、欠格事由、公益法人が遵守すべき規制、行政庁等による監督など)
- ◆ **一般法人法** (法人の社員、機関(社員総会、評議員会、理事会、理事、監事等)、会計、など)

### 公益法人

法令・定款に基づく法人自治  
適切な情報開示

### 行政庁

公益認定等委員会  
(都道府県の合議制の機関)

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が制度に適切に対応できるよう支援
- (3) 制度の信頼確保のため必要な場合は、問題ある法人に対し迅速かつ厳正に対処
- (4) あらゆる機会(認定審査、定期提出書類等の確認、立入検査など)を活用して法人の実態を把握

# 3. 公益法人に対する立入検査の考え方

## (立入検査の観点)

- 「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」(第27条第1項)  
…法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する法人の事業の運営実態を確認する観点から実施

## (立入検査の実施頻度等)

- 公益認定後第1回の立入検査はできるだけ早期(認定後おおむね1~3年以内を目途)に実施するよう努める。第2回以降は直近の立入検査実施後3年以内に実施  
…事業の運営状況に応じて頻度を増やすなど、重点的・機動的な立入検査の計画を毎年度作成  
…対象法人に対し、(原則として)実施予定日の約1か月前に、検査の日時、場所等を通知

## (立入検査の実施方法等)

- 各種情報(認定審査の際の申送り事項、定期提出書類、変更届出、報告徴収で得た情報、外部から提供された情報等)を活用し、立入検査でなければ確認困難な事項(公益目的事業の実態など)を中心に、重点的に検査を実施。検査現場の状況等に応じ臨機応変に対応
- 法人運営全般について、理事・監事など法人運営に責任を持つ者から説明を求める
- 必要に応じ、制度への理解を深め、適切な法人運営を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う

## (問題ある法人に対する立入検査の実施)

- 公益認定の基準や欠格事由等に関連する法人の問題点が発覚した場合  
→ 問題点の重大さを勘案し、適時適切に立入検査を実施

# 4. 公益法人の業務運営における留意事項①

～ 公益目的事業等の実施状況（変更認定・変更届出が必要な場合等）～

## <公益目的事業等の実施状況に関する主な留意点>

- ✓ 公益目的事業等が認定申請書や定期提出書類に記載された内容のとおり実施されているか
- ✓ 認定申請書に記載されていない事業が実施されていないか
- ✓ 公益目的事業において不特定多数の者の利益の増進は図られているか
- ✓ 事業の実施に当たり、法人関係者や特定の個人・団体等に対し特別の利益を与えていないか

## <変更認定が必要な場合> (第11条)

### 【公益目的事業等の変更関係】

- ・公益目的事業の種類又は内容の変更がある場合
- ・収益事業等の内容の変更がある場合

ただし、公益目的事業・収益事業等の内容の変更であっても申請書の記載事項の変更を伴わない場合は、変更届出

※公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合は、変更届出で可

### 【その他関係】

- ・公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所・従たる事務所の所在場所の変更  
(ただし、行政庁の変更を伴わない場合は、変更届出)

## <変更届出が必要な場合> (第13条)

### 【公益目的事業等の変更関係】

- ・公益目的事業・収益事業等の内容の変更で、申請書の記載事項の変更を伴わないもの

※事業の日程や財務数値など、毎年度変動することが一般的に想定されるような事項の変更は、変更届出も不要

### 【その他関係】

- ・法人の名称又は代表者の変更
- ・公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所・従たる事務所の所在場所の変更で、行政庁の変更を伴わないもの
- ・定款の変更
- ・理事、監事、評議員、会計監査人の変更
- ・役員報酬等の支給基準の変更
- ・事業を行うに当たり必要な行政機関の許認可等の変更

# 4. 公益法人の業務運営における留意事項②

～ 法人の財務状況（認定基準への適合性等）～

## <法人の財務状況に関する主な留意点>

### （経理的基礎関係）

- ✓ 会計処理や財産管理、計算書類等の作成や監査等は適正に行われているか
- ✓ 法人の財政基盤（借入金の状況、寄付金や会費等収入の見通し、財団における純資産額など）に問題はないか

### （財務3基準関係）

- ✓ 収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制について、それぞれ基準に適合しているか。その算定は適正に行われているか
- ✓ 基準に適合していない場合（収支相償における黒字がある場合など）、その理由の説明は妥当か。また、不適合状態の解消に向けた取組が適切に行われているか

### （公益目的事業財産関係）

- ✓ 公益目的保有財産について、目的外使用はないか。共用財産について使用割合は適正か
- ✓ 寄付金、会費、補助金等について、適切な収入計上、運用・管理が行われているか
- ✓ 公益目的取得財産残額について、正しく算定されているか

### （役員報酬関係）

- ✓ 役員等の報酬が、支給基準に基づき適正に支給されているか。支給基準は公表しているか

※仮に、公益法人の業務や財務の状況が認定基準等に適合していない場合、その理由や不適合状態の解消に向けた法人の取組などを踏まえ、まずは法人における是正を促す観点から、必要な監督上の措置（報告徴収の実施、勧告・命令）を講ずることとなる。（欠格事由に該当する場合等を除き、基本的には、直ちに認定取消しを行うことはない）

# 4. 公益法人の業務運営における留意事項③

～ 法人のガバナンス（法人の機関運営等）～

## <法人のガバナンスに関する主な留意点>

- ✓ 社員総会・評議員会や理事会は適切に開催されているか。招集、決議等の手続は適正か
- ✓ 重要な決定事項について、法人内部での機関決定が適切に行われているか。

## <公益法人の機関に関する一般法人法、公益認定法の主な規定>

### 【社員総会・評議員会】

- ・**権限**：一般法人法又は定款で定める事項を決議（法人法第35条第2項、第178条第2項）
- ・**招集**：理事会決議が必要（法人法第38条第2項、第181条第1項）
- ・**決議**：評議員会は書面評決・代理評決とも不可、社員・評議員全員の同意で決議・報告の省略が可能（法人法第58条、第59条、第194条、第195条）

### 【理事会】 ← 公益法人は必置（認定法第5条第14号ハ）

- ・**権限**：法人の業務執行決定、理事の職務執行監督等（法人法第90条、第197条）
- ・**招集**：開催通知（理事・監事全員の同意で招集手続省略が可能）（法人法第94条、第197条）
- ・**決議**：書面評決・代理評決とも不可、定款の定め＋理事・監事全員の同意で決議の省略、全員への通知で報告の省略が可能（法人法第97条、第98条、第197条）  
（代表理事等の職務執行状況報告は省略不可）

## ※法人の機関決定が適切に行われない場合

～ 訴訟により社員総会・評議員会の決議が不  
存在、無効（決議の内容が法令違反の場合）、取消  
し（招集手続や決議の方法に瑕疵がある場合、決議の  
内容が定款違反の場合等）となる可能性あり（法人  
法第265条、第266条）

## ※役員の実任

- ・法人に対する損害賠償責任（任務を怠ったとき）  
（法人法第111条、第198条）
- ・第三者に対する損害賠償責任（悪意又は重大な  
過失があったとき）（法人法第117条、第198条）
- ・一般社団法人の社員による役員の実任追及  
の訴え（法人法第278条）
- ・理事・監事等の特別背任罪、法人財産処分  
罪、贈収賄罪、その他一般法人法・公益認定  
法に定める罰則（法人法第334条～344条、認定法第62  
条～第66条）

# 4. 公益法人の業務運営における留意事項④

～ 法人の情報開示（法定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出）～

## <法人の情報開示に関する主な留意点>

- ✓ 計算書類等の法令で定められた書類が、法人の事務所に適切に備え置かれ、閲覧が可能な状態になっているか
- ✓ 定期提出書類(事業計画書等、事業報告等)が適切に作成され、行政庁に提出されているか

### <公益認定法等の定める備置き書類>

※何人も閲覧可能(認定法第21条第4項)

- ・事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み(認定法第21条第1項)

- ・財産目録
- ・役員等名簿、役員報酬等支給基準
- ・キャッシュフロー計算書(会計監査人設置法人)
- ・運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(「別紙1」)(以上認定法第21条第2項)

- ・社員名簿(法人法第32条)
- ・計算書類等(法人法第129条、第199条)  
(貸借対照表、損益計算書、事業報告及びこれらの附属明細書、監査報告・会計監査報告)

- ・定款(法人法第14条、第156条)
- ・特定費用準備資金、資産取得資金、5・6号財産に関する書類(認定法施行規則第18条第3項第5号、第22条第4項・第5項)

### 事業計画書等

(毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出(認定法第22条第1項))

- ・提出書
- ・理事会等の承認を受けたことを証する書類

### 定期提出書類

- ・提出書
- ・「別紙1」に記載された事項及び数値の計算の明細等
  - 別紙2: 法人の基本情報及び組織について
  - 別紙3: 法人の事業について
  - 別紙4: 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について
    - (別表A: 収支相償関係)
    - (別表B: 公益目的事業比率関係)
    - (別表C: 遊休財産規制関係)
    - (別表D: 他の団体の意思決定に関与可能な財産)
    - (別表E: 経理的基礎関係)
    - (別表F: 各事業に関連する費用額の配賦)
    - (別表H: 公益目的取得財産残額関係)
- ・別紙5: その他の添付書類(滞納処分に係る国税・地方税の納税証明書等)

### 事業報告等

(毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出(認定法第22条第1項))

# 5. 公益認定の取消しについて①

～ 認定取消しになる場合 ～

## (1) 必ず認定取消しになる場合 (第29条第1項)

### ① 欠格事由 (第6条) に該当するに至ったとき

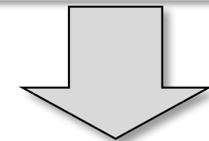
欠格事由の例:

- ・理事、監事、評議員のうちに禁錮以上の刑(認定法違反等の場合は罰金刑も含む)に処せられた者がいる(第1号ロ、ハ)
- ・定款や事業計画書の内容が法令や法令に基づく行政機関の処分に違反している(第3号)
- ・事業を行うに当たり法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができない(第4号)
- ・国税、地方税の滞納処分が執行されている(第5号)
- ・暴力団員等が事業活動を支配している(第6号)

### ② 偽りその他不正の手段により公益認定、変更認定等を受けたとき

### ③ 正当な理由なく、行政庁の命令 (第28条第3項) に従わないとき

### ④ 法人から公益認定取消しの申請があったとき



認定取消し

## (2) 認定取消しになりうる場合 (第29条第2項)

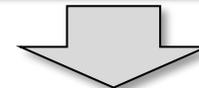
### ① 認定基準 (第5条第1号～第18号) のいずれかに適合しなくなったとき

### ② 認定法第14条～第26条の規定を遵守していないとき

遵守すべき規定の例:

- ・収支相償(第14条)
- ・公益目的事業比率(第15条)
- ・遊休財産規制(第16条)
- ・寄附の募集に関する禁止行為(第17条)
- ・公益目的事業財産の使用、処分(第18条)
- ・収益事業等の区分経理(第19条)
- ・役員報酬等の支給(第20条)
- ・財産目録等の備置き、閲覧(第21条)
- ・事業計画書、事業報告等の提出(第22条)

### ③ 上記のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき



基本的には、直ちに認定取消しということはなく、  
まずは法人に対し是正を求めていくこととなる  
(必要に応じ、勧告・命令 → 従わない場合は(1)③へ)

# 5. 公益認定の取消しについて②

## ～ 認定取消しの効果 ～

### (1) 公益法人 → 一般法人へ (第29条第5項、第6項)

※特例民法法人から移行認定された公益法人も、認定が取り消されると一般法人になる (整備法第107条)。  
(認定処分後に移行登記を行わなかったことを理由とする認定取消しの場合のみ、特例民法法人に戻る (整備法第109条)。)

### (2) 公益目的取得財産残額の贈与 (第30条)

○認定取消後1か月以内に、定款で定めた贈与の相手方 (第5条第17号) と、公益目的取得財産残額 (※) 相当分の財産の贈与について書面による贈与契約を成立させる必要あり。  
→ 契約が成立しない場合は、所管行政庁に応じ、国又は都道府県への贈与契約が成立したとみなされる。

#### ※公益目的取得財産残額とは

当該公益法人の公益目的事業財産 (取得額 - 公益目的事業のための費消額等) を基に算出される金額。公益法人が有する公益目的事業財産が、認定取消後においても公益目的のために使用されることを担保するため、公益認定取消時における公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与規定が設けられている。

各公益法人は、毎事業年度の事業報告において、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算出 (別表Hの作成) することとされており、認定取消があった場合には、直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行い、最終的な公益目的取得財産残額を確定することとなる。

### (3) 欠格事由への該当 (第6条第1号イ、第2号)

① 認定取消しを受けた法人

② 認定取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者

→ ①の法人や、②の者が理事・監事・評議員を務める法人は、認定取消の日から5年間、新たな認定を受けることができない

# (参考) 公益認定法の罰則規定

## 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金(第62条)

- ・偽りその他不正の手段により公益認定、変更認定等を受けた者  
(※特例民法法人からの移行認定についても同様(整備法第144条第1号))
- ・変更認定を受けずに以下の変更を行った者
  - － 事業区域・事務所の所在地の変更(行政庁の変更を伴う場合)
  - － 公益目的事業の種類・内容、収益事業の内容の変更(認定基準不適合となる場合)

## 50万円以下の罰金(第63条)

- ・公益法人の名称使用規制に違反した者  
(公益社団／財団法人でない者が公益社団／財団法人と誤認される文字を名称・商号中に使用した場合、不正の目的をもって他の公益社団／財団法人と誤認されるおそれのある名称・商号を使用した場合)

## 30万円以下の罰金(第64条)

- ・公益認定、変更認定等の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者  
(※特例民法法人からの移行認定についても同様(整備法第146条))
- ・財産目録等の備置き(第21条)を行わない、又は当該書類に記載すべき事項の不記載・虚偽記載を行った者

## 50万円以下の過料(第66条)

- ・以下に該当する場合の公益法人の理事、監事、清算人
  - － 変更、合併、解散等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
  - － 定期提出書類を提出(第22条)せず、又は虚偽記載をして提出したとき
  - － 報告徴収(第27条)に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
  - － 立入検査(第27条)を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に答弁せず若しくは虚偽答弁をしたとき

・行為者に加え、行為者が代表する法人等に対しても罰金刑の適用あり(両罰規定)

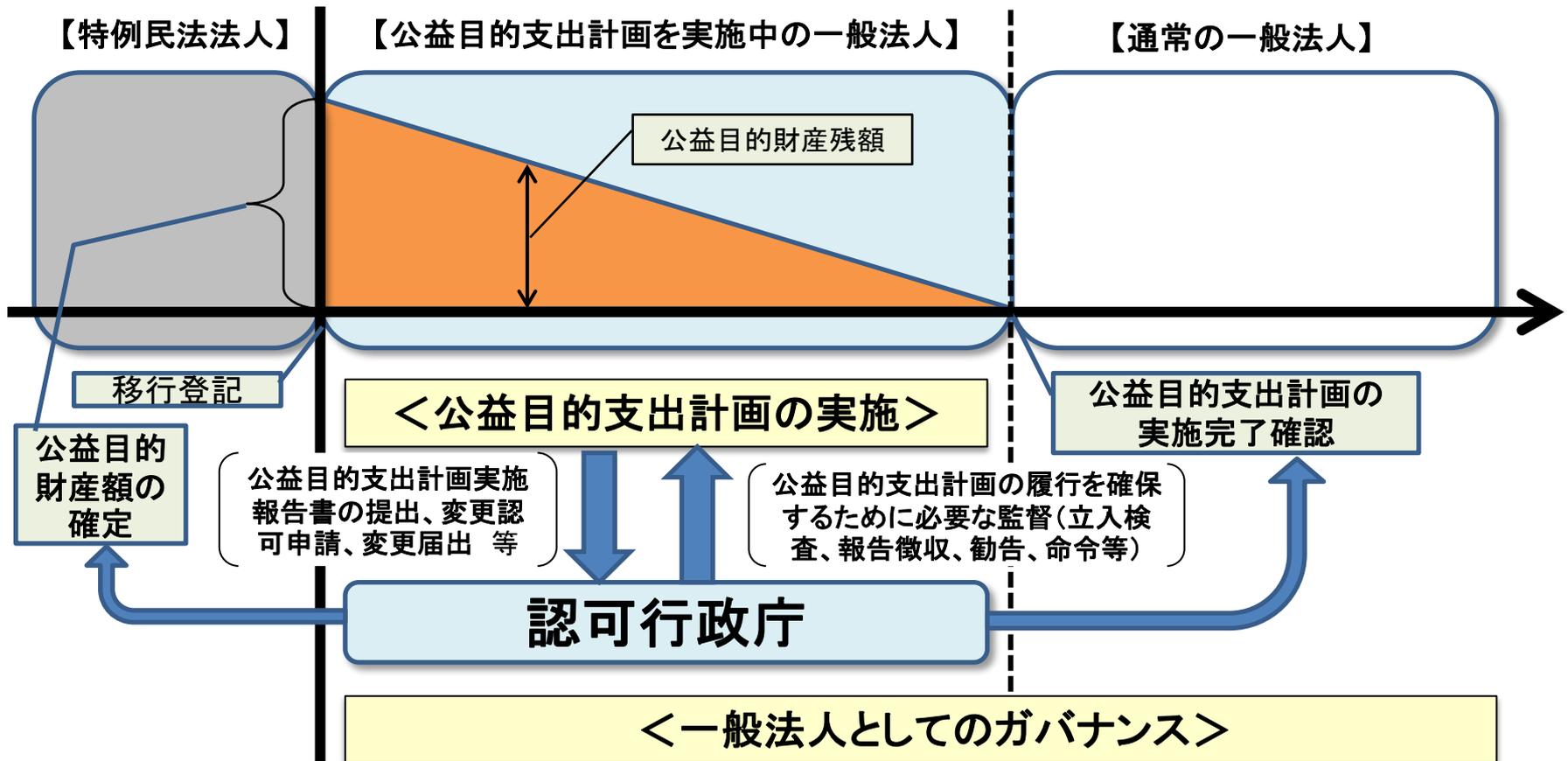
・法人の理事・監事・評議員が処罰された場合、認定法の欠格事由に該当

# 6. 一般法人に移行した法人の業務運営と監督の概要

## <一般法人に移行した法人に関する法令の規定>

(公益法人と同様、法人運営や監督に関する各種の要件・基準等を明確に規定)

- ◆ 一般法人法 (法人の社員、機関(社員総会、評議員会、理事会、理事、監事等)、会計、など)
- ◆ 整備法 (認可基準、公益目的支出計画の作成、移行法人の義務、行政庁等による監督など)



# 7. 一般法人に移行した法人に対する監督の制度・考え方 ～ 公益法人との主な相違点 ～

	公益法人	一般法人(公益目的支出計画を実施中の法人)
適用法	一般法人法+公益認定法	一般法人法+整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保(認定法第27条参照)	公益目的支出計画の履行の確保(整備法第123条)
定期提出書類の種類	事業計画書等(認定法第22条) (事業年度開始日の前日まで) 事業報告等(認定法第22条) (事業年度経過後3か月以内)	公益目的支出計画実施報告書等(整備法第127条) (事業年度経過後3か月以内)
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度において(認定法第27条)  (→全公益法人に対し、計画的に立入検査を実施)	以下のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき(整備法第128条) ①正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ②各事業年度の支出が公益目的支出計画に比べ著しく少ない ③公益目的財産残額に比べ法人の純資産額が著しく少ないにもかかわらず変更認可を受けず、将来の公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがある (→一般法人に対する立入検査は事前に計画して行うのではなく、上記事態の発生に対応して実施)
勧告→命令の要件	認定取消し事由に該当すると疑う相当の理由があるとき(認定法第28条)	上記①～③のいずれかに該当すると認めるとき (整備法第129条)
認定/認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など(認定法第29条)	偽りその他の不正な手段により移行認可を受けたとき (整備法第131条)  (※認可取消し →特例民法法人に戻る ～移行期間終了後(平成25年12月以降)は、みなし解散)

※認定法、整備法の該当規定のほか、「監督の基本的考え方」(平成20年11月21日内閣府)、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日 内閣府)を参照

# 8. 一般法人に移行した法人に関する留意事項 ～ 変更認可・変更届出、公益目的支出計画実施報告書等の作成 ～

## 【変更認可・変更届出が必要な場合】

### <変更認可> (第125条第1項)

- ・公益目的支出計画の変更(軽微なものを除く)がある場合
  - －実施事業を行う場所の名称等の変更
  - －特定寄附の相手方の名称等の変更
  - －合併の予定の変更等
  - －各事業年度の公益目的支出計画の額・実施事業収入の額の変更
    - ～支出計画が予定どおり完了しなくなる  
ことが明らかな場合 …… 変更認可が必要
    - ～予定どおり完了する見込の場合 …… 公益目的支出計画実施報告書への記載で可

### <変更届出> (第125条第3項)

- ・公益目的支出計画の軽微な変更 (左記参照)
- ・法人の名称、住所、代表者の変更
- ・定款で残余財産の帰属に関する事項の定め又はその変更
- ・定款で法人の存続期間、解散事由の定め又はその変更
- ・法人の解散 (※別途、残余財産の帰属について認可行政庁の承認が必要(第130条))

## 【公益目的支出計画実施報告書等の作成・備置き・開示、行政庁への提出】

### <整備法等の定める備置き書類>

- ・公益目的支出計画実施報告書(「別紙2」)(整備法第127条第1項)  
※何人も閲覧可能(整備法第127条第6項)
  - ・計算書類等(法人法第129条、第199条)  
(貸借対照表、損益計算書、事業報告及びこれらの附属明細書、監査報告・会計監査報告)
  - ・定款(法人法第14条、第156条)
  - ・社員名簿(法人法第32条)
- ※計算書類等、定款、社員名簿については、社員・評議員・債権者が閲覧可能  
(法人法第129条・第199条(計算書類等)、第14条・第156条(定款)、第32条(社員名簿))

+

- ・提出書
- ・別紙1:法人の基本情報
- ・その他の添付書類  
(公益目的支出計画実施報告書の監査報告等)

### 定期提出書類

(公益目的支出計画実施報告書等)

毎事業年度の経過後3か月以内に  
行政庁に提出(整備法第127条第3項)

# (参考)整備法の罰則規定

## 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金(第144条)

- ・偽りその他不正の手段により移行認可、変更認可を受けた者
- ・認可行政庁の命令(第129条)に違反した者

## 30万円以下の罰金(第146条)

- ・移行認可の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

・行為者に加え、行為者が代表する法人等に対しても罰金刑の適用あり(両罰規定)

・法人の理事・監事・評議員が懲役刑に処された場合、認定法の欠格事由に該当

## 100万円以下の過料(第149条)

- ・以下に該当する場合の移行法人の理事、監事、清算人
  - －公益目的支出実施報告書に記載すべき事項の不記載・虚偽記載をしたとき、同報告書を備え置かなかったとき、正当な理由がないのに同報告書の閲覧請求を拒んだとき

## 50万円以下の過料(第151条)

- ・以下に該当する場合の移行法人等の理事、監事、清算人
  - －変更、合併等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
  - －定期提出書類を提出(第127条第3項)せず、又は虚偽記載をして提出したとき
  - －報告徴収(第128条)に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
  - －立入検査(第128条)を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に答弁せず若しくは虚偽答弁をしたとき

## ＜参考資料＞

※下記資料は、いずれも「公益法人infomation」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)の「認定・認可された法人の皆様へ」の項目に掲載されています。

- **監督の基本的考え方**（平成20年11月21日 内閣府）
- **立入検査の考え方**（平成21年12月24日 内閣府）
  
- **定期提出書類の手引き 公益法人編**（事業計画書、事業報告等を提出する場合）
- **変更認定申請・変更届出の手引き**（公益法人が変更認定申請・変更届出をする場合）
  
- **定期提出書類の手引き 移行法人編**（公益目的支出計画実施報告書等を提出する場合）
- **変更認可申請・変更届出の手引き**（移行法人が変更認可申請・変更届出をする場合）
  
- **FAQ（よくある質問への回答）**

# 公益法人の各機関の役割と責任

(理事・理事会、監事、会計監査人、評議員・評議員会、社員・社員総会)



内閣府

# 目次

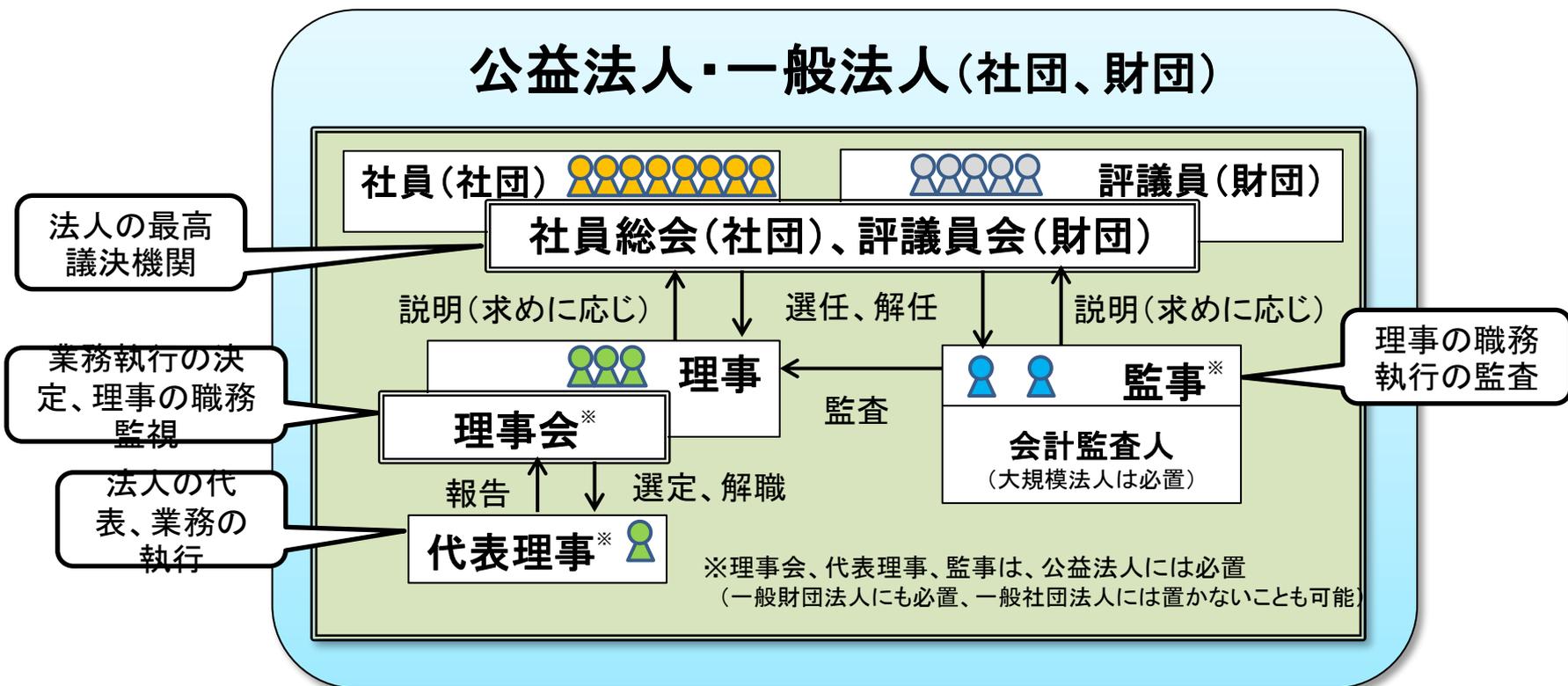
1. 公益法人三法による法人の各機関の役割と責任の法定化	..... 3
2. 理事、監事、会計監査人、評議員と法人の関係	..... 4
3. 公益法人のガバナンスにおける留意事項	..... 5
(事例1)	..... 6
(事例2)	..... 7
4. 各機関の役割と責任	
(1)理事	..... 8
(2)理事会、代表理事	..... 9
(3)監事	..... 10
(4)会計監査人	..... 11
(5)評議員、評議員会	..... 12
(6)社員、社員総会	..... 13
(参考)	
公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要	..... 14
公益認定取消しになる場合	..... 15

(注)本資料中、カッコ書きで示した条番号は、特に明記したもの以外は一般法人法の条項を指します。

# 公益法人三法による法人の各機関の役割と責任の法定化

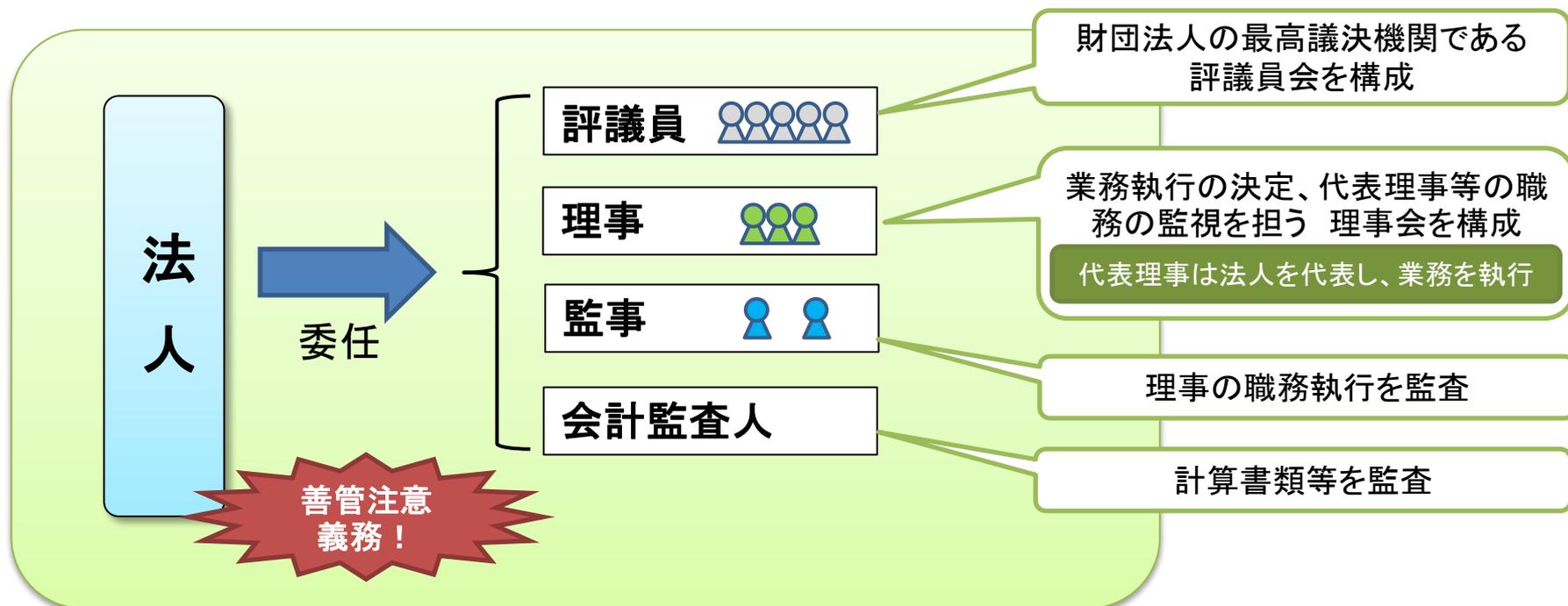
○ 旧民法と異なり、公益法人三法では、公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任を明記しています。これにより、

- ① 法律の規定に基づき各法人が自律的に運営していくことが可能となりますが、その一方で
- ② 役割を適切に果たさない役員等は、責任追及の対象となることが法律で定められており、
- ③ 公益法人の場合、運営が是正されなければ、公益認定の取消しを受ける可能性もあります。



# 理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び(財団法人の)評議員は、委任の関係にあります。  
(64条、172条1項)
- 民法の規定(644条)により、委任を受けた者(受任者=理事・監事・会計監査人・評議員)は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(=善管注意義務)を負っています。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められます。



# 公益法人のガバナンスにおける留意事項

## ◆ 国民の信頼あつての公益法人

公益法人についても、ガバナンスに関するルールは主に一般法人法に定められており、基本的には一般法人と共通です。しかし、公益法人は税制優遇を受けて活動する法人であり、国民の信頼なくしては成り立ちません。このことについて、役員等の関係者が自覚を持っていただくことが重要です。

## ◆ 公益目的事業とは？ 公益法人の財産とは？

公益法人の公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければなりません。また、法人の財産は、役員や職員の私産・私物ではなく、特に公益法人の場合は、税制優遇を受けて形成された、いわば国民から託された財産です。

## ◆ 理事・監事には、事業・財産管理の義務や責任がある

理事や監事は、報酬の有無にかかわらず、公益法人に対する国民の信頼が確保されるよう、事業や財産の管理を適切に行う必要があります。これは法律上の義務でもあり、これを怠ったことにより法人に損害が発生した場合には、損害賠償などの責任を問われることになります。

## ◆ 義務違反は、認定取消しの対象になることも

公益法人は、公益認定法に基づく認定基準に適合し、同法の規定を遵守するだけでなく、一般法人法の定めるガバナンスに関するルールに基づき、法人の各機関がそれぞれの役割を果たす必要があります。

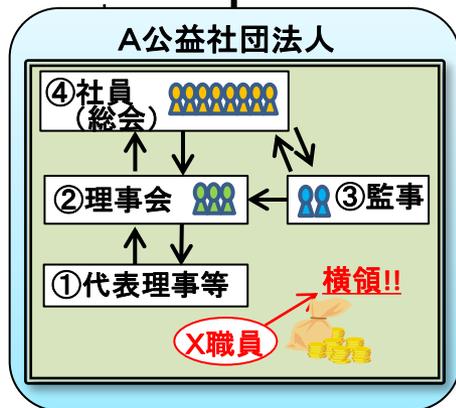
仮に、理事・監事・評議員等の職務上の義務違反等により、法人が一般法人法等に違反すると認められるような状況にある場合には、公益認定法に基づく勧告、命令、最悪の場合は認定取消しの対象となることがありますので、御注意ください。

# 事例1:横領事件発生!

※ 内閣府における監督事案を基に再構成していますが、特定の事案を指すものではありません。

## ～事案の概要～

- A公益社団法人では、日頃から現金や預金の管理を特定のX職員に任せ切りにしていたところ、ある時からX職員が出勤しなくなり、そのまま行方不明になってしまった。
- A法人が預金残高を確認したところ、法人の事業のために積み立てていた数千万円に及ぶ定期預金が引き出されていた。
- X職員は預金通帳も印鑑も一人で管理し、さらには残高証明書も偽造して、10年近くにわたって横領を繰り返していたが、この間、①理事長や専務理事、②その他の理事を含めた理事会、さらには③監事も、誰も見抜くことができなかった。



## 《各機関の責任等》

### ①代表理事等の責任

理事長(代表理事)や専務理事(業務執行理事)は、法人の業務執行の責任者として、適切な財産管理のために必要な(通常の管理者であれば当然払うことが期待される)注意義務を怠っていたと言わざるを得ないでしょう。

### ②理事会の責任

理事会は、法人の重要な業務執行を決定し、理事長らの職務を監視する役割を担っているのですから、適切な財産管理のための体制を構築し、理事長らに実施させてこなかったことは、理事会としての責任も果たされていなかったと言えます。

### ③監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査や、計算書類の監査を行う立場にありますから、このように不十分な財産管理体制にあるA法人において、十分な注意を払って財産管理状況のチェックを行い、必要な指摘をしなかった責任は免れません。

### ④社員による責任追及

社員は、法人の構成員ですから、会費などで形成された多額の資産が横領被害にあえば、当然、横領行為を行ったX職員だけでなく、理事長、専務理事、その他の理事、監事の上記の責任を追及することになるでしょう。これには法人に生じた損害の賠償責任を含みます。社員は、法人に代わって、いわゆる「代表訴訟」による責任追及も可能です。

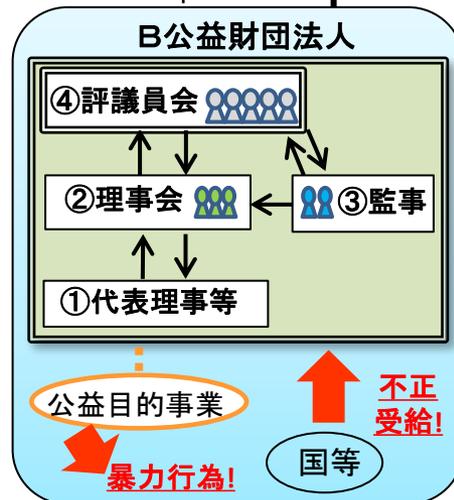
法人の事業活動について税制優遇を受けている公益法人においては、「盗られてしまったものは仕方ない」では済まされません。このような不祥事案における責任の所在の明確化は、社会的存在としての公益法人のガバナンスにとって避けることはできません。もし運営の是正がなされないとすれば、公益法人としての適格性にも疑問が生じます。

# 事例2: 相次ぐ不祥事... 各機関の反応は？

※ 内閣府における監督事案を基に再構成していますが、特定の事案を指すものではありません。

## ～事案の概要～

- B公益財団法人では、公益目的事業における暴力行為の発生、国等からの助成金の不正受給といった不祥事が次々と発覚した。
- これに対し、法人の代表理事や業務執行理事は、暴力問題を加害者と被害者の間の問題と限定的にとらえ、助成金問題についても直接の受給者である法人関係者個人の問題だとして、公益法人としての事業遂行に関する重要な問題としてとらえることができず、組織的な対応を行おうとしなかった。
- B法人は、暴力問題や助成金問題の実態解明のため第三者委員会を設置した。第三者委員会の中間報告に対し、代表理事等は反論を行い、報告書の修正を求めたが、理事会はこれを承認していなかった。
- 不祥事自体に加え、代表理事等のこのような対応がさらに社会的批判を招き、公益法人としてのB法人に対する信頼は大きく損なわれた。



## 《各機関の責任等》

### ①代表理事等の責任

代表理事や業務執行理事は、暴力問題や助成金問題への不適切な対応、第三者委員会に対する不適切な反論など、法人の業務執行機関として忠実に職務を執行する義務に違反し、職務を怠っていたと言わざるを得ません。

### ②理事会の責任

理事会は、執行部の職務を監視し、代表理事等を解職する権限を持っていますが、不適切な執行部の対応を是正する責務を果たしていませんでした。

### ③監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査の権限や、これに伴う調査権限や報告義務等を有していますが、執行部の不適切な対応を指摘し是正を求めるなどの責務を果たしていません。

### ④評議員会の責任

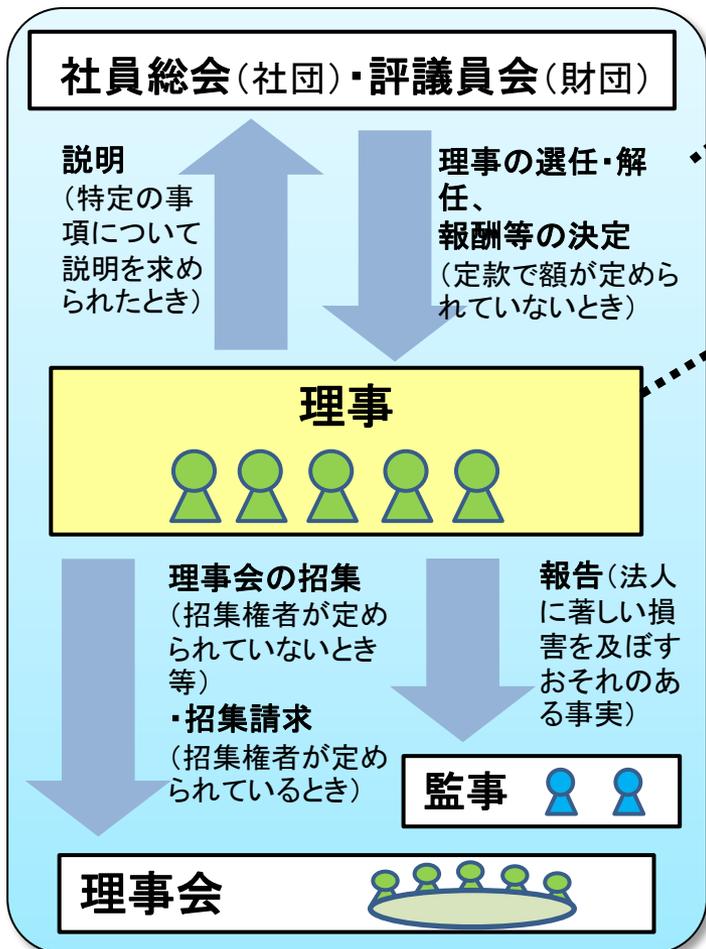
評議員会は、理事・監事の選任・解任の権限をもつなど、法人のガバナンス確保のための最高の責任を負っていますが、上記のようにそれぞれ責任のある執行部、理事、監事について、解任を含む問責の行動をとらないとすれば、評議員会としての責任を果たしたとは言えません。

一連の不祥事について、執行部だけでなく、理事、監事、評議員のいずれもその責務を果たしておらず、職務上の義務違反又は職務を怠っていた疑いがあり、責任の追及を受けてもやむを得ないでしょう。

# 理事

- 公益法人の理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担います。善管注意義務、忠実義務などの義務は、個々の理事に課せられており、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定されます。



## 【理事の解任事由】

公益社団法人の場合:なし (社員総会の決議で解任可能)

公益財団法人の場合:①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき (評議員会の決議で解任可能)

## 【理事の義務等(主なもの)】

- ・善管注意義務 (委任の規定に基づく「善良な管理者の注意義務」→p.4) (64条、172条1項、民法644条)
- ・忠実義務 (法令、定款、社員総会の決議(社団の場合)を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務) (83条、197条)
- ・競業及び利益相反取引の制限 (自己又は第三者のために法人と取引をする場合等 →理事会の承認と報告が必要) (84条、92条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務 (社員・評議員から特定の事項について説明を求められたとき) (53条、190条)
- ・監事に対する報告義務 (法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき) (85条、197条)

## 【理事の責任(主なもの)】

- ・法人に対する損害賠償責任 (任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任) (111条、198条)
- ・第三者に対する損害賠償責任 (職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任) (117条、198条)
- ・特別背任罪 (7年以下の懲役or500万円以下の罰金) (334条)、  
法人財産処分罪 (3年以下の懲役or100万円以下の罰金) (335条)、  
収賄罪 (5年以下の懲役or500万円以下の罰金) (337条1項) 等

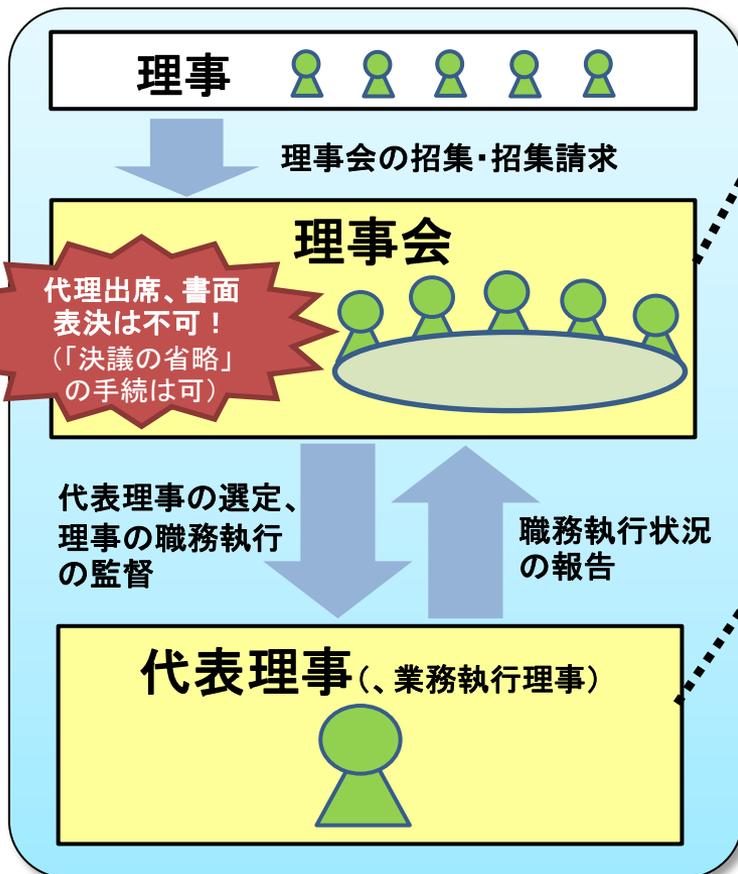
# 理事会、代表理事

- 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っています。代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使することも理事会の責務です。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、理事会は必置の機関です。

- 代表理事は、法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担っています。

※理事会は、代表理事のほか、法人の業務の執行に当たる理事(=業務執行理事)を選定することができます。



## 【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定(90条2項1号、197条)
- ・理事の職務の執行の監督(90条2項2号、197条)
- ・代表理事の選定及び解職(90条2項3号、197条)
- ・社員総会・評議員会の招集の決定(38条、181条1項)
- ・競業・利益相反取引の承認(84条、92条1項、197条)
- ・計算書類・事業報告の承認(124条3項、199条)

※以下の事項の決定を理事に委任することは不可(理事会決議事項)

- ①重要な財産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な使用人の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備、⑥定款の定めに基づく役員等の責任の免除(90条4項、197条)

## 【代表理事の権限】(○は業務執行理事と共通の権限)

- ・法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為(77条4項、197条)

○法人の業務の執行(91条1項、197条)

※法人は、代表理事の職務について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う(78条、197条)

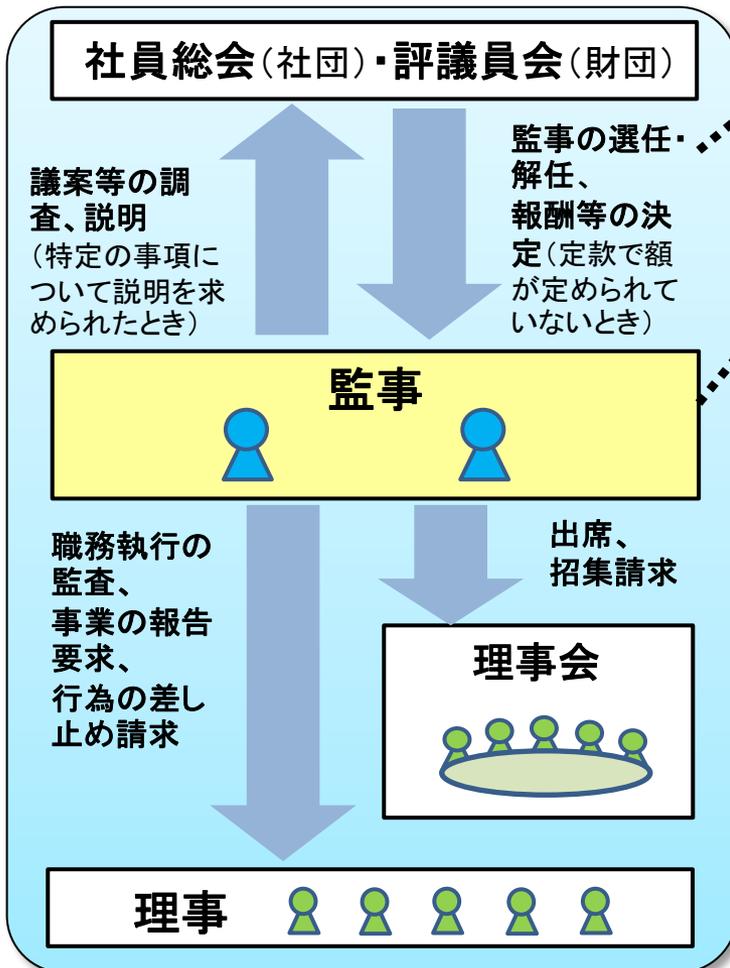
## 【代表理事の義務】(○は業務執行理事と共通の義務)

- 理事会への職務執行状況の報告義務(3か月に1回以上。定款により毎事業年度2回以上(4か月以上の間隔)に緩和可。報告の省略は不可)(91条2項、197条)

# 監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査します。このために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課されています。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うこととなります。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、監事は必置の機関です。



## 【監事の解任事由】

公益社団法人、公益財団法人とも、解任事由については理事と同じ。ただし、解任には社員総会又は評議員会の特別決議(→p.12,13)が必要

## 【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務の執行の監査(99条1項、197条)
- ・計算書類等の監査(124条1項、2項、199条)
- ・事業の報告要求(理事、使用人に対し)、業務・財産の状況調査(99条2項、197条)
- ・理事会の招集請求(101条2項、3項、197条)
- ・理事の行為の差し止め請求(理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反の行為をし又はそのおそれがあり、当該行為により法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)(103条、197条)
- ・法人と理事との間の訴えにおける法人の代表(104条、197条)
- ・会計監査人の解任(監事が複数の場合、全員の同意が必要)(71条、177条)

## 【監事の義務(主なもの)】

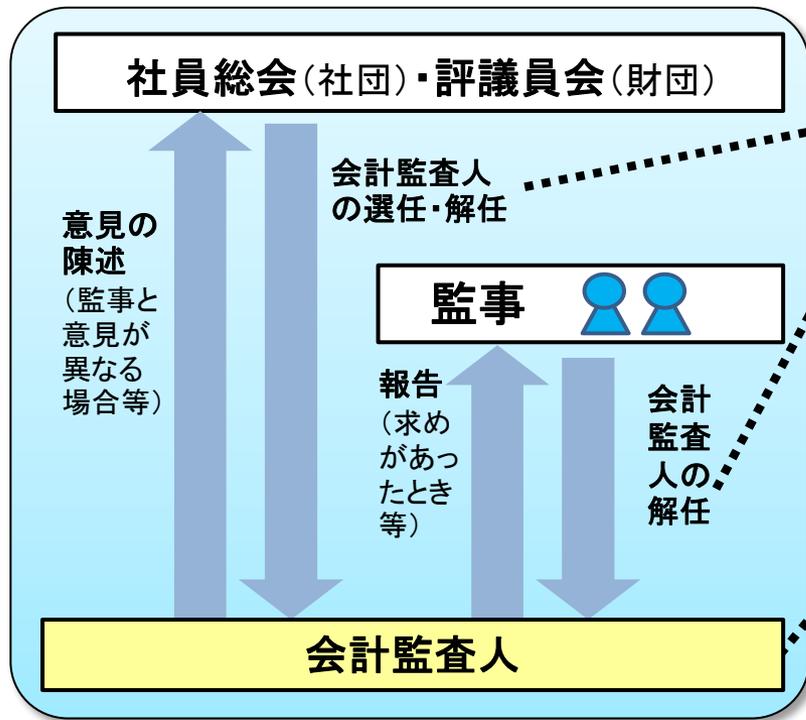
- ・善管注意義務(→理事と同じ)
- ・理事会への出席義務(101条1項、197条)
- ・理事会への報告義務(理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)(100条、197条)
- ・社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務(報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)(102条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務(→理事と同じ)

【監事の責任】(→損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ)

# 会計監査人

○ **会計監査人**(公認会計士又は監査法人)は、**計算書類等の監査**を行います。会計監査人が置かれる法人では、計算書類(及びその附属明細書)は、**理事会の承認**を受ける前に、**監事と会計監査人による二重の監査**を受けることになります。

※毎事業年度における①損益計算書上の収益が1000億円以上、②損益計算書上の費用・損失が1000億円以上、③貸借対照表上の負債が50億円以上ある公益法人においては、公益認定法の認定基準により、**会計監査人が必置と**されています。



## 【会計監査人の解任事由】

公益社団法人の場合:なし(社員総会の決議により解任可能)

公益財団法人の場合:①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、  
②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(評議員会の決議により解任可能)

上記のほか、公益社団法人・公益財団法人とも、上記①～③に該当する場合は、監事による解任も可能

## 【会計監査人の権限(主なもの)】

- ・計算書類等の監査(107条1項、124条2項、197条、199条)
- ・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求(理事、使用人に対し)(107条2項、197条)
- ・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合)(109条1項、197条)

## 【会計監査人の義務(主なもの)】

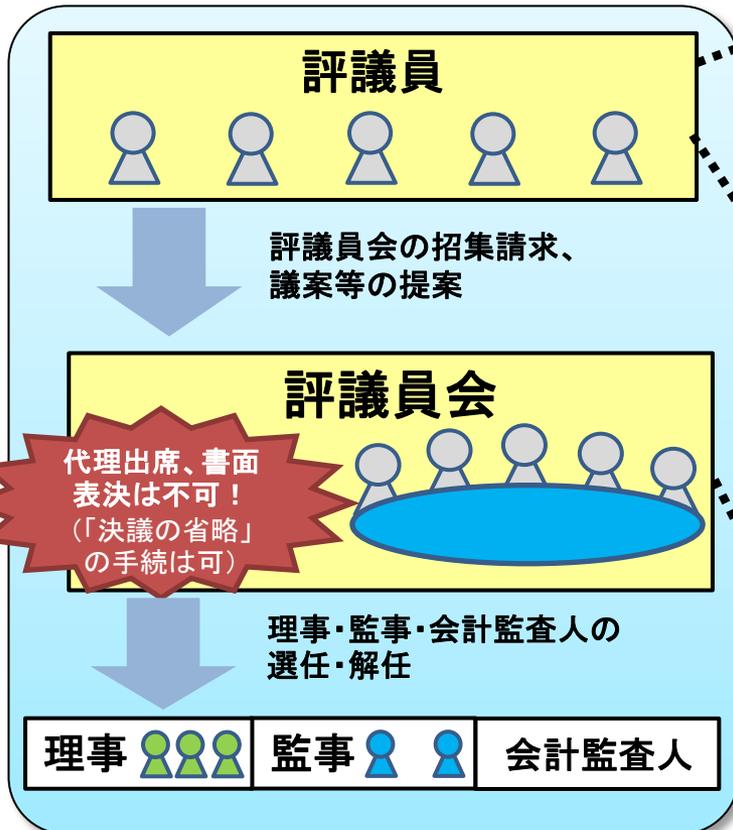
- ・善管注意義務(→理事と同じ)
- ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき)(108条、197条)
- ・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(会計監査人の出席を求める決議があったとき)(109条2項、197条)

## 【会計監査人の責任】

(→損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪(第337条)は適用あり。)

# 評議員・評議員会

- 評議員は、公益(一般)財団法人の最高議決機関である評議員会の構成員です。
- 評議員会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事はその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使することも評議員会の責務です。



## 【評議員の選任・解任】

定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効(153条1項8号、3項)

## 【評議員の権限】

- ・ 評議員会の招集請求(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)(180条)
- ・ 評議員提案権(評議員会の目的とする事項・議案の提案)(184条、185条)
- ・ 理事・監事・評議員の解任の訴え(不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が評議員会で否決されたときは、個々の評議員が提起可能)(284条)

## 【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務(→理事と同じ)(172条1項、民法644条)

## 【評議員の責任】(→損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ)

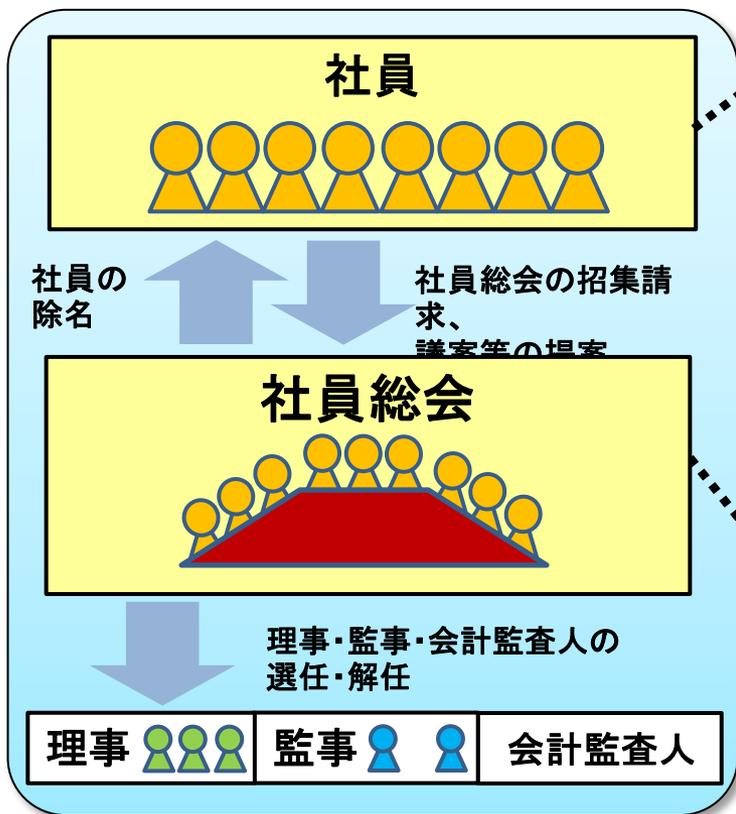
## 【評議員会の権限(主なもの)】

- ・ 理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任(63条1項、176条、177条)
- 監事の解任(176条1項)
- 定款の変更(200条)
- ・ 計算書類の承認(126条2項、199条)
- 理事等の責任の一部免除(113条1項、198条)
- 合併の承認(247条、251条1項、257条)

※本欄の「○」の事項は、特別決議(議決に加わることのできる評議員の2/3(又は定款で定めるこれを上回る割合)以上の多数)によることが必要(189条2項)

# 社員・社員総会

- 社員は、公益(一般)社団法人の基本的な構成要素です。最高議決機関である社員総会の構成員としての役割のほか、代表訴訟等を通じて理事・監事等の責任を追及することができます。
- 公益社団法人(※理事会必置)における社員総会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認などを通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事はその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使用することも社員総会の責務です。



## 【社員の権限(主なもの)】

- ・社員総会の招集請求 (総社員の議決権の1/10以上の議決権を有する社員により請求が可能。理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)(37条)
- ・社員提案権 (社員総会の目的とする事項・議案の提案)(43条、44条)
- ・理事・監事等の責任追及の訴えの提起 (法人に訴えの提起を請求し、60日以内に法人が訴えの提起をしない等の場合、個々の社員が提起可能(いわゆる「代表訴訟」))(278条)
- ・理事・監事の解任の訴え (不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が社員総会で否決されたときは、総社員の1/10以上の議決権を有する社員により提起可能)(284条)

## 【社員の義務】

- ・経費の負担 (定款の定めにより、経費を支払う義務)(27条)

## 【社員総会の権限(主なもの)】

- ・理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任(63条1項、70条1項)
- 監事の解任(70条1項)
- 社員の除名(30条1項)
- 定款の変更(146条)
- 計算書類の承認(126条2項)
- 理事等の責任の一部免除(113条1項)
- 合併の承認(247条、251条1項、257条)

※本欄の「○」の事項は、特別決議(総社員の半数以上かつ総社員の議決権の2/3(又は定款で定めるこれを上回る割合)以上の多数)による必要がある(第49条第2項)

# (参考) 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要

法人による情報開示と自己規律

行政庁による監督

## 公益法人

社員総会(社団)・評議員会(財団)

↓ 理事・監事等の選任 ↓

理事会

監事

↓ 選定 ↓

代表理事

会計監査人

(大規模法人は必置)

### 書類の作成・備置き

財産目録、役員名簿、役員報酬支給基準、定款、社員名簿(社団)、事業計画書、事業報告、計算書類(貸借対照表・損益計算書)等

公益目的事業の  
実施

財産目録等  
閲覧請求

国民

行政庁

(内閣総理大臣・  
都道府県知事)

↓ 諮問 ↓

公益認定  
等委員会・  
都道府県の合議制  
の機関

↑ 答申・  
勧告 ↑

立入検査・報告徴収  
(事業の適正な運営を確保する  
ため必要な限度で実施)

勧告・命令  
(認定取消事由に該当する  
相当な疑いがある場合)

認定取消し  
(認定基準不適合、欠格事由  
該当、命令違反等の場合)

事業計画書・事業報告等  
(定期提出書類)の提出  
(毎年度)

財産目録等  
閲覧請求

処分の  
公表・  
公示

# (参考) 公益認定取消しになる場合

(注)本ページ内のカッコ書きで示した条番号は、いずれも公益認定法の条項を指します。

## (1) 必ず認定取消しになる場合 (29条1項)

### ① 欠格事由 (6条) に該当するに至ったとき

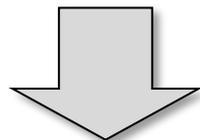
欠格事由の例:

- ・理事、監事、評議員のうちに禁錮以上の刑(認定法違反等の場合は罰金刑も含む)に処せられた者がいる(1号ロ、ハ)
- ・定款や事業計画書の内容が法令や法令に基づく行政機関の処分に違反している(3号)
- ・事業を行うに当たり法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができない(4号)
- ・国税、地方税の滞納処分が執行されている(5号)
- ・暴力団員等が事業活動を支配している(6号)

### ② 偽りその他不正の手段により公益認定、変更認定等を受けたとき

### ③ 正当な理由なく、行政庁の命令 (28条3項) に従わないとき

### ④ 法人から公益認定取消しの申請があったとき



認定取消し

## (2) 認定取消しになりうる場合 (29条2項)

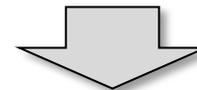
### ① 認定基準 (5条1号~18号) のいずれかに適合しなくなったとき

### ② 認定法14条~26条の規定を遵守していないとき

遵守すべき規定の例:

- ・収支相償 (14条)
- ・公益目的事業比率 (15条)
- ・遊休財産規制 (16条)
- ・寄附の募集に関する禁止行為 (17条)
- ・公益目的事業財産の使用、処分 (18条)
- ・収益事業等の区分経理 (19条)
- ・役員報酬等の支給 (20条)
- ・財産目録等の備置き、閲覧 (21条)
- ・事業計画書、事業報告等の提出 (22条)

### ③ 上記のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき



一般法人法違反も含まれます!

基本的には、直ちに認定取消しということはなく、  
まずは法人に対し是正を求めていくこととなる  
(必要に応じ、勧告・命令 → 従わない場合は(1)③へ)